



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世イギリス都市における「商人」の二つの型
Author(s)	谷, 和雄
Citation	北海道大學文學部紀要, 5, 117-142
Issue Date	1956-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33231
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_P117-142.pdf



中世イギリス都市における「商人」の二つの型

谷

和

雄

中世イギリス都市における 「商人」の二つの型

谷 和 雄

は し が き

イギリスのマナに関する研究が、いわゆる近代化の過程を究明するための基礎的操作としての意味において、従来わが国でもきわめて活潑に行われていたのに対し、ギルドの研究は依然このような路線にのせられることなくどまつている。もちろん、中世封建経済の機構について語る場合、人はつねにマナとともにギルドを欠くべからざる要素として押し出すのであるが、なにか空疎なのである。これは、ギルドの場合である。中世都市が封建社会にとつてむしろ異質的な、すなわちアンティ・フュールドなものとして指定され、しかもその故にこそユニークなものとして強調されている、その結果かと考えられる。したがつて、ギルドもまた中世都市の形成とか都市自治制の起源とかの問題に即してのみ重視されるという、そういった方向なり問題意識なりが優勢なのである。ギルド研究に関するこのような態度は経済史研究のさかんないギリス学界自体においても例外ではない。イギリスでもギルド研究は長期にわたつて都市法制史あるいは政治史との関連において行われており、経済史的にはグロース理論に基礎をおく、すでに抽象化された型が依然として支配的なのである。そればかりかいギリス経済史家のなかには、政治史・法制史偏重のイギリス旧学会への批判の意味からでもあろうが、ギルドが経済史の面で不当に高く評価されているという見解をもつ者さえ現われている。

ている。このようにイギリスにおいてもギルド研究に限らず経済史的視野に立つ新しい動向は伺われず、かつてアンソウインの諸業績にみられたような鋭い問題意識はあとを絶ち、わずかにスラップの一文が、中世都市の独立手工業者と商人との関係を構造的に再検討したものとして注目される程度にすぎないのである。

私はかねてから政治経済史的な次元から出発することによつて、ギルドに関する問題の所在をあらためて追求する必要があると感じていた。そしてそのための具体的操作の第一段階として、イギリス中世都市における市民、とくに支配的商人グループの系譜あるいは性格を分析し、このような商人グループの動向を介して、中世都市自体の内部に、さらには都市と農村との構造的なつながりの面に現われてくる経済史的推移の様相をとらえてみたいと考えているのである。なおこのような作業の一環として私はさきに「商人ギルド」の商人と「クラフト・ギルド」の商人との系譜的な関聯について考察し、「商人ギルド」の解体にともなつて成立してくる「クラフト・ギルド」の商人が富裕な手工業者、すなわち直接生産者のなかから成長してきた商人ではなく、外部から介入していつた商人、すなわち「商人ギルド」の商人であること、しかしそれにもかかわらず、「商人ギルド」の商人のもとに集積される資本は手工業者との阻隔より厳密には生産過程からの遊離を前提として成立しうるものであり、「クラフト・ギルド」の商人のそれは手工業者との密着により厳密には生産過程への介入を前提とするものであるから、結論的には、「クラフト・ギルド」の商人は系譜的には「商人ギルド」の商人と連続しているが、性格ないし型としては新しい商人である、という構想の裏づけを試みた。しかし現在、この試みについて再考するとき、方法上の重大な誤謬を認めないわけにはいかない。すなわちそこでは、はじめから「商人ギルド」の商人と「クラフト・ギルド」の商人というふうな問題が出されたため、「商人ギルド」と「クラフト・ギルド」との構造上

の対比を通じてそこから商人の二つの型が抽象的に導き出されたにすぎないのであるが、問題はむしろそれぞれの型を代表していると考えられる商人あるいは商人グループそのものに關する考察から始まつてこなければならなかつたのである。

本稿の目的は、このような自己批判の上にたつて、あらためて中世イギリス都市における「商人」の二つの型を析出することにおかれるのであるが、ここで当面の課題に対して示唆を与えるものは、西欧都市社会史の展開に關するアンウィンの構想である。すなわちアンウィンは、「西ヨーロッパにおける都市社会史の興味は、主として都市の内部の諸階級の間に漸次的な分化が起つてくるところにある。そこでは一つの階級から他の階級へと政治権力が継承されていくことが都市政体の変遷を生み出す主流となつていたが、このことは純經濟的視角からみれば、一つの型の資本家 one type of capitalist — 一つの形態の特権階級 one form of vested interest — が他の型の資本家によつてとつて代わられていくこととみなすことができる。労働者階級 unpropertied classes の主張は、それが、変革の時点において、対立する新・旧特権階級の一方にかなりの力を提供したといえるが、しかも通例、發展の過程での主導力を自ら担うことはできなかった。工業史のほとんどあらゆる時期において資本と労働との間の紛争を示す豊富な例証が存在することは事実であるが、しかしこれらの例証は、通例、經濟的均衡の單なる一時的の動搖を示すものであるにすぎない。都市の經濟的進歩の持続にあづかつてきた根強よいそして影響力のある闘争は、しばしば表面化しない闘争として進行したといえ、一つの種類の資本家 one species of capitalist と他の種類の資本家との抗争であつた。かかる抗争のうちで最も早い時期のものは商人ギルド Gild Merchant と新興のクラフト・ギルド handicraft organizations との間のそれである」と述べ、⁽⁵⁾都市社会史の展開を二つの型の資本家間の対立・抗争としてとらえ、さ

らに、「商人ギルド」と「クラフト・ギルド」との關係のなかにこのような意味での対立・抗争の最初のあらわれを見出しているのである。

しかしここで本稿における私の問題意識を明確にするために、上述したアンウィンの構想の根柢にあるもの、すなわち彼によつて設定された固有な資本概念としての「商業資本と産業資本」のことにふれておかなければならぬ。⁽⁶⁾すなわちアンウィンは都市社会史の展開を二つの型の資本家間の対立・抗争としてとらえているのであるが、このような対立・抗争が西欧諸都市で始めて現われてくる際の一般的な傾向、すなわち普遍的な形態は、「商業に關する總括的な独占権をもつ単一の組織が、……種々の職種および手工業 trades and handicrafts を代表する幾つかの別個の組織によつてとつて代わられ」ることであると、続いて「この変化が意味するところのものは、……商業資本 trading capital に比して産業資本または技術資本 industrial or technical capital の社會的重要性が相對的に増大してきたことに在る」としている。アンウィンはここで「商人ギルド」対「クラフト・ギルド」のことを言い、彼のいう商業資本を代表するものとして「商人ギルド」を産業資本を代表するものとして「クラフト・ギルド」を、さらに商業資本の担い手としての一つの型の資本家「特権階級」を「商人ギルド」の資本家として、産業資本の担い手としての他の資本家「特権階級」を「クラフト・ギルド」の資本家として考へていることは自明のことであろう。ところでアンウィンによつて設定されている「商業資本対産業資本」の概念は、マルクスから大塚史学に連なるオーソドックスな意味でのそれとは異なるもので、さしあたり都市の各産業組織内において商業的・分配的機能と生産的・手工業的機能とが分化していく際に、それぞれの機能を遂行する資本の意味で使用されているのであるから、このような意味での両資本の対立・抗争が明白に打ち出されるのは十六世紀の都市の産業組織においてなのである。すなわちこの段階において、Livery Companies を場

として、一つの型の資本家が商業資本の担い手、すなわち都市の織元、clothes として、他の型の資本家が産業資本の担い手、すなわち小親方、small masters としてはじめて本格的に対立してくるのである。⁽⁸⁾それではここで、両資本角逐の最初のケースとしてアンウィンが考えている「商人ギルド」対「クラフト・ギルド」の段階——十三・十四世紀——に問題を移して、この局面でアンウィンが彼のいう商業資本のトレーガーとして、また産業資本のトレーガーとしていかなる種類の資本家——特権階級——を考えているかを問わなければならない。

アンウィンは商業資本のトレーガーとして純商人、pure trader 乃至単なる商人、mere trader を、産業資本のトレーガーとして親方職人、master craftsman を対置せしめているが、この間のアンウィンの見解について説明すると、都市における商業的機能がその及び得る範囲を拡大し、これを契機として新しい都市工業が起つてくると、従来の純商人——絹物商、mercers 呉服商、drapers など——は彼等の商業的機能をこれら工業部門にまで拡張するため商業的機能の独占を企図するようになるが、一方、使用原料に関する取引規模を次第に拡大し始めていた仕立工、tailors 靴工、shoemakers 大工、carpenters たち、また、彼等の小資本を cloth trade に投下してつづいた織布工、weavers 染色工、dyers などとは彼等の営業領域に加えられる純商人の圧迫に抗して闘うことになる。⁽⁹⁾これが「商人ギルド」と「クラフト・ギルド」との対立・抗争であるが、この対立関係は近代の雇主と労働者のように社会的懸隔によつて区分された二つの階級の間の抗争ではなく、社会的等級において相互に最も近接した二つの階級の間の対立である。アンウィンはこのようにみているのであるが、彼がここで産業資本のトレーガーとしてとらえている親方職人は生産者としての手工業者ではなく、商人的性格の独立経営者であり、むしろ商人としての資格において純商人に最も近接した階級とされていることに注目しなければならない。⁽¹²⁾

それではここで上述したアンウィンの見解にひつかけて私の構想を明らかにしておこう。まづ、アンウィンは彼のいう純商人乃至単なる商人を代表するものとして絹物商・呉服商を挙げているが、果して純商人乃至単なる商人なるものがそれとして一括されうる性格のものかどうか、ということである。というのは、上述したアンウィンの見解のなかにも明らかに示唆されているように、「商人ギルド」の本来の商業的機能は、絹物商、とくに呉服商においてみられるような都市手工業への積極的な志向を前提とするものではないはずだからである。ということは同時に、都市社会史の展開に関するアンウィンの着想、すなわち「一つの型の資本家が他の型の資本家によつて代位され、政治権力が一つの階級から他の階級へと継承されていく」という基本的な型態が、アンウィンのいうごとく純商人と親方職人との間においてではなく、アンウィンによつて純商人乃至単なる商人として一括されている商人の間で、したがって文字通り社会的等級において相互に最も近接した二つの階級の間でみられるのではないか、という構想に連なつてくるのである。以下、私はこの構想にもとづいてはじめに提示した本稿の課題に向うのであるが、そのための手がかりとして、リチャード二世治下のロンドン市における Victualling Party 対 Manufacturing Party の対立に関する史実をとりあげ、そこから私のいう一つの種類の資本家と他の種類の資本家と思われるものをとりあげてみたいと思う。

一、一つの種類の資本家と他の種類の資本家

——プレムバー派とノーサムプトン派の対立——

リチャード二世（在位一三七七—九九）の治世下、とくにそのはじめの一〇年間、ロンドン市では市民間におけるさまざまな利害関係の衝突が、二大党派間の激しい対立・抗争となつて展開された。これが Victualling Party 対 Manufacturing Party の対立である。Victualling

Party は食料を供給する二つのギルド、すなわち食料品商のギルド grocers' gild と魚商のギルド fishmongers' gild との連合体であり、食料品商ブルームバー Nicholas Brembre によつて指導されていた。一方、Manufacturing Party は呉服商のギルド drapers' gild と絹物商のギルド mercers' gild とを中心とするもので、その周囲に劣勢な多数の「クラフト・ギルド」・手工業者を擁し、指導者は呉服商ノーサムプトン John Northampton であった。また Victualling Party の有力メンバーである大商人たちは財政的援助を介して王室と緊密な関係にあつたが、これに対し Manufacturing Party はランカスター公ジョン John of Gaunt を後援にこつた。⁽⁶⁾ Victualling Party は市内に店舗をもつ小売業者の広汎な層を地盤とこつていたが、Manufacturing Party は新興の手工業クラフトの勢力を代表していた。

両派の闘争の性格は、それぞれの指導者、すなわちブルームバーとノーサムプトンとが交互に市長に就任していた時期に集中的にあらわれているので、以下、一応この時期に中心をおいて、闘争の経過の概要にふれておこう。Victualling Party の指導者ブルームバーが最初に市長に就任したのは一三七七年であつたが、当時ようやく両派の敵対関係は激化の過程にあつた。すなわち Victualling Party の指導者たちは彼等による寡頭的支配の体制を強化することに努め、一三七六年に市の上級会議である市参事会 Court of Aldermen を構成する参事会員 alderman の職を終身のものとし、同時に輿論反映の場である一般市会 Common Council の定期開催に関する規定を取消して市民大衆の意志が表示される途を断つた。⁽⁷⁾これに対し Manufacturing Party の指導者たちは同年直ちに、従来の区 ward 制に代わりクラフト単位で選出される市民代表をもつて構成するより民主的な一般市会の開催を制度化する運動に乗り出し、当時市参事会に議席を有していた僅か五名の代表を通じて時の市長に交渉した結果、市長はこの要求を斥けることによつてロンドン市の自治を

保証する既得権が国王により停止されるおそれがあることを認め、この新しい一般市会は公式に成立して、四一のクラフトが代表を送ることになつた。一方 Victualling Party の主導権を握つていた魚商は、とくにこの頃から彼等が至上の政策目標としていた二大原則を再び強行し始めた。その一つは外国商人および他都市の商人がロンドン市内の一般消費者と直接に取引することを阻止することであり、他の一つは食料供給路に関する管轄権を強化し、さらに管轄区域を拡大することであつた。とくに第一の政策を実行する手始めとして彼等は当時ロンドン市の管轄外にあつた市の南郊サウスウァーク村に食料の貯蔵所を設けるため、これをロンドン市に編入する運動を始めたが、サウスウァークは新興のクラフト勢力の温床であり、魚商の意図は反対派からの激しい抵抗を覚悟しなければならなかつた。そのため魚商・食料品商は国王リチャードへの £10,000 貸付けの先鋒となり、その代償として国王からサウスウァークの事実上のロンドン市編入を認めさらによそ者商人 strangers による自由取引の禁止と市民による小売権の独占とを保証する憲章をかちとつた。⁽⁸⁾ステイルヤードに商館を置く東ドイツ商人の諸特権が突然停止され、ハンザ同盟の本部から強硬な申入書が發送されてきたのもこの結果である。なおよそ者商人に対する制限は一三七八年十月にグロウスターで開かれた議会がランカスター公に動かされてこれを撤廃する法律を更新するまで維持された。⁽⁹⁾ブルームバーが市長として登場してきた当時の形勢はおよそこのようであつたが、彼は市長就任と同時にノーサムプトンほか五名の有力な反対派を一般市会の秘密をもらしたかどで告訴し、彼等を市会から追放した。⁽¹⁰⁾ブルームバーは一年間で市長の職を退き、彼に代つて魚商としてまた羊毛商人として当時における商人貴族の典型とみなされていたウォルウース William Walworth が一三七八年から一三八〇年まで三年間連続市長をつとめたが、一三八一年反対派のノーサムプトンが始めて市長に選ばれ、二年間その職に當つた。

ノーサムプトンは市長に就任すると、絹物商のモア John More ノー
リ Richard Norbury それに呉服商のエセックス William Essex な
どとはかり、まづ一般市会における自派勢力を組織的に強化する予備工
作として手工業クラフトの代表を網羅した秘密の幹部会を設けてあら
じめ意見の一致をはかることにしたが、その結果ノーサムプトン派と立
場を異にするギルドが市会に送りうる代表はそれぞれ二名以下に制限さ
れ、また反対派に属する常設役員が次々に追放された。このようにして
万全の準備を整えたノーサムプトンは反対派の指導勢力であつた魚商に
よる商業独占を打破する行動を開始した。すなわち彼は過去において売
買の自由に関してロンドン市民に与えられた王の憲章や市の條款の類を
蒐集し、それらを根拠にして一三八二年に国王から魚商の特権を剝奪す
る勅令をかちとつた。その勅令は魚商が陸上たると水上たるとを問わず
魚の買占めをすることを禁止するものであつたが、同時によ、そ、商人に
市内での魚の小売を許可し、またよ、そ、商人に彼等の持参した塩漬の
魚、燻製鮓そのほか長持ちのするすべての魚製品を市の卸売商人に捌く
前に三日間、公衆に対して売りに出すことが命ぜられた。かくて魚商た
ちが享受していた魚ならびに魚製品の独占価格は破砕されたが、ノーサ
ムプトン派はさらにこの成果を確実にするため、同年ミカエル祭の日に
ウェストミンスターで開かれた議会においてよ、そ、商人に食料品一般に
関する卸売・小売の自由を認める議案と、ロンドン市の魚商がその業を
営む限りロンドン市ならびに他都市で司法官職につき得ないことを規定
する議案とを提出したが、両議案はいずれも通過して法律となつた。な
おノーサムプトンは市長に就任した直後、市長ならびに参事会員の任期
を一年交代にする原則を更新していたが、彼の党派による擁立運動と国
王からの要請に動かされて立候補し、再選された。

在職第二年目においてノーサムプトンは、ロンドン市の悪習一般に対
するあまりにも厳しい統制によつて次第に人気を失うことになつた。彼

はとくに市民の迷信や射倖心につけこむ占師、詐欺師の類を検挙するこ
とに全力を傾け、客赦なく彼等を処刑した。またバン屋に命じて貧民用
のバンをつくらせ、無料配付を強要した。司祭に対しては彼等がミサの
報酬として受取る金額を最低限度に統一した。ノーサムプトンのこのよ
うな方針は、魚商・食料品商に対する彼の処置を歓迎していた民衆の支
持をも次第に失わせ、その結果、翌一三八三年、ブレムバーが再び市長
に選ばれた。この市長選挙に際しては両派とも策動の限りを尽くしたの
であるが、勝利したブレムバー派は同年十一月、国王から魚商の特権を
完全に恢復する旨の勅令を受取つて態勢を建直し、敗れたノーサムプト
ン側は、度々秘密の幹部会を開いて頼勢の挽回をはかつていた。一三八
四年二月、突如ノーサムプトンは暴民約五〇〇名を率いて市内のデモ行
進を開始したが、これを叛乱と判断したブレムバーの一行によつて追跡
され、形勢不利とみたノーサムプトンは暴民を導いて教会内に入り、そ
こで逮捕されて市長の館に監禁された。ノーサムプトンは同じく主謀者
であつたモア、ノーベリとともに謀叛のかどで国王の審問を受け、引続
きロンドンで行われた裁判の結果一度は死刑を宣告されたが、やがて十
年の刑に減刑され、さらに一三八六年、前記の二名の者と同様、ロンド
ン市から八〇マイル以内に移動してこない条件で釋放された。ノーサム
プトンおよびその一派の処刑によつてブレムバー派はその後五カ年間彼
等の権勢を維持し、その間ノーサムプトンによるすべての政策が廢止さ
れた。小売の特権がロンドンの自由市民に恢復され、また一般市会をク
ラフト単位で構成するという新法制も一三八四年には再び区単位に更め
られていた。ブレムバーは一三八五年まで連続三年間市長をつとめた
が、彼の専制的な支配はことに新興のクラフト勢力によつて憎悪されて
いた。ブレムバーは王の諮問官としての地位を利用して苛酷な手段のも
とに反対勢力の根絶をはかり、そのためロンドンには恐怖政治の時期が
現出したが、一三八八年に彼は議会によつて弾劾され、叛逆の名のもと

に同年絞首刑に処せられた。一方ノーサムプトンはじめ追放されていた反対派の指導者たちは一三九〇年に至つて判決を取消され、同時に財産の恢復を認められた。

以上が Victualing Party 対 Manufacturing Party の闘争経過の概要であるが、これを素材に私のいう一つの種類の資本家と他の種類の資本家を一応設定しておきたいと思う。両派の指導者たちの社会的な系譜ならびに性格の相違を分析することは後の課題であるが、しかもなお両派の指導者たちが社会的存在形態において相互に異なるものであることは明らかであろう。すなわち端的にいうならば、ブルームバー派の指導者たちは当時のロンドン市における寡頭の支配の体制と局地的な商業独占とを代表するものであり、ノーサムプトン派の指導者たちはこれを攻撃しているからである。ところで当時のロンドン市における最も有力な monopolists と考えられるブルームバー派の在り方はかつての「商人ギルド」による経済政策を想起させるであろう。すなわち食料品の供給と統制、食料供給路の確保、よそ者商人に対する嚴重な統制、などにみられる都市経済的エゴイズムと、卸で購入し、小売で販売するという経済的機能とは表裏一体となつてイギリス「商人ギルド」の根本的な性格を形成しているのであるが、このような「商人ギルド」の政策がブルームバー派の政策のなかにまぎれもなく尾をひいているからである。一方、ノーサムプトン派の動向はクラフト勢力という本質的に新しい基盤の上に展開されている。とくに都市における政治権力の所在を寡頭のな市参事会から一般市会へと拡大転移せしめ、同時に局地的な商業独占を破碎しようとする方向などは、かつてのツunft 闘争の継続を想わせるほどである。勿論、ブルームバー派対ノーサムプトン派の抗争は有力な「クラフト・ギルド」間の抗争であり、したがつて抗争の性格もそのデイメンションに立つものとして理解されなければならず、とくにアンウィンが指摘しているように、ノーサムプトン派の指導者たちは一般大衆―生産者

層―に対する社会的共感によつてデモクラティックであつたのではなく、反対派の指導者たちと対決する目的のために、市民の身分に関する財産の障壁をひくめることによつてクラフト勢力を掌握し、その限りにおいて真にデモクラティックな党派として身構えているにすぎないのであつて、階級的利害の面においてはむしろ反対派の指導者たちと共通の立場にあつたと考えられる。しかし、なおそれにもかかわらず、ブルームバー派の指導者たちとノーサムプトン派の指導者たちとの対立は、それぞれの側が依存している社会的基盤の相違から推して、アンウィンのいう純商人乃至単なる商人がそれとして一括されない本質的な何ものかを示唆しているといわなければならない。

以下、私はブルームバー派の指導者たちを私のいう封建型の商人を代表するものとして、ノーサムプトン派の指導者たちを新しい型の商人を代表するものとして位置づけ、それぞれの社会的な系譜ならびに性格の相違を検討することによつて、そこからイギリス中世都市における「商人」の二つの型を析出しなければならない。

二、封建型の商人

イギリス中世都市における商業活動の初期の担い手はセーレン thegn あるいはクニート cniht のような下級封建貴族の層に出自したと考えられる。すなわちヒップバートはヒル J. W. F. Hill によつて蒐集された史料にもとづいて、すでにある程度の自治制を確立した直後のリンコルンについて、この都市の最初の三名の市長のそれぞれの家系を検討し、またケムブリッジの「商人ギルド」のオールダーマンであり、おそらくこの都市の初代市長と考えられるダニング Hervey Dunning ならびに彼の親族についてもしらべているが、その結果として、これら両都市における当時の都市貴族 patriciate が土地所有者・金利生活者としての性格をもつていること、封建的な官職の所有者としての地位から中断さ

れることなく都市の官職の所有者としての地位に移つてゐること、彼等の階層が比較的小規模な封建貴族・領主の階層と混淆してゐること、などが確認され、さらに彼等による商業活動はむしろ附隨的に行われる程度のものであるとあまり表面化していない事情が伺われる。また十三世紀のロンドン市のオールダーマンについてはすでにアンウィンによつてすぐれた分析が行われているが、アンウィンは当時のロンドンの市政を担当しているオールダーマンの権力の源が土地所有、王や貴族の役人としての地位、そして貴族的な家系に帰せられること、商業活動が占める比重はむしろ第二義的なものにすぎないことを確認しており、その代表的な一人としてロンドンの初代市長エイルウィン Henry Fitz Aylwin (一二二二年没) を挙げ、彼の家系について詳述してゐる。ラムバートもまたヨーク、リンコルン、ケムブリッジ、ダービー、ウィコムならびにキヤンタベリの六都市を対象に「商人ギルド」を支配していた指導的市民の系譜についてしらべてゐるが、ヨーク、リンコルン、ケムブリッジ、ダービーの四都市については、十二世紀末、「商人ギルド」成立の初期において各都市ともセーンに出自した十二名の市民を「商人ギルド」の上層会員としてもつてゐたことが、ウィコムではヘンリー三世(在位一二一六―一二七二)の時代に至つても同市のギルド・ホールが依然クニテン・ホールとよばれてゐることが、キヤンタベリについては同市の「商人ギルド」の最初のオールダーマンがクニート出身であることが、それぞれ明らかにされてゐる。

以上の諸事例から推してイギリス中世都市における商人の始源的な系譜が下級封建貴族の層に出自した封建型の商人のなかに求められることは確實と考えられるが、このような封建型の商人の経済的基盤は土地所有であり、同時に封建的官職の所有から派生してくる活動分野の占有であつた。すなわち土地と地代とは中世における流動資本の最も大きな潜在的源泉であるが、封建型の商人が商業の発展にとまつて本格的な商

人資本家に転身しうる客觀的条件は何よりもまづ彼等による土地所有であつたといえる。次に封建型の商人は、彼等の前身である下級封建貴族が領主役人としての資格ですでに行なつてゐた商業的活動、すなわち封建領主・世帯への供給をそのまま繼承して發展させ、それによつて最良の市場を確保するとともに、国王の特権あるいは領主権に帰属する諸経営の請負―例えば貨弊の鑄造、鉞山の経営、關稅・市場稅・商品取引稅の徵收―、國家的企画における貿易―例えばフランス産ブドウ酒の輸入、羊毛の輸出―など、封建的官職の所有から派生してくる活動分野を占有してゐたが、これが彼等をして特權的獨占的商人たらしめた基礎条件であつたと考えられる。ところで上述した封建型の商人は十二・十三世紀のイギリス都市において都市のオールダーマン層を構成し、都市を管理する合法的な市民の型とされてゐるのであるが、以下私は封建型の商人による商業の資本主義化の実態に則して都市経済的エゴイズムの根柢、すなわち封建型の商人による商業獨占の性格を分析し、さらに封建型の商人のエッセンスが食料品商・魚商のグループによつて繼承されていく必然性について考察してみたい。

封建型の商人に関する問題の所在は、彼等による超都市的な商業活動―例えば羊毛の輸出―においてではなく、彼等によつて創出された都市経済の仕組のなかに求められなければならない。というのは彼等による商業の資本主義化の特質が「商人ギルド」の機構を介して最も構造的に打出されてゐるからである。「商人ギルド」は、通説によれば、商業の復活にとまつて都市的聚落に來住した新人としての商人―本来の商人―が彼等の商業的特權を擁護する目的で結成した組織、すなわち本質的に反封建的性格をもつ商人仲間組織として理解されてゐるが、このような構想は、都市の商業活動が「商人ギルド」によつて担われていた時期において市民の資格が市民的土地保有 *burgage tenure* と緊密に結びついてゐた事実によつて、容易に覆るであらう。すなわち「商人ギル

ド」は都市における封建的な核を構成していた古い都市住民—下級封建貴族の層—に属する者たちが本格的な商人として成立してくる段階に照応する商業組織であり、したがって封建型の商人による商業の資本主義化を実現する機構として、同時に原理的にみれば、土地と封建的官職との所有から派生してくる機構としてとらえられるのである。そこで以下まづ封建型の商人との関聯に焦点をすえて「商人ギルド」の構造を分析してみたい。A・ドレーンはイギリス「商人ギルド」の経済的機能を要約して「イギリスの『商人ギルド』は都市における仲買組織であつた。

……商人ギルドは原料生産者と都市の手工業者との間に、さらにこれらの人々と都市ならびに農村における消費者との間に身を置き、商品の交換を媒介した。……この卸で講入し、小売で販売するという点に『商人ギルド』全組合員の利益ある特権が存した」と述べているが、これを手がかりに分析を進めよう。中世イギリス都市の初期の人口構成についてみるとその大部分が農村小作人の層に出自したものであるが、市内に土地・家屋を所有している封建型の商人は彼等の所有地・家屋を分割貸与して、宅地の所有をもつて合法的市民の資格とするシステムを打出すとともに——このシステムは国王やその他の都市領主によつて擁護されていた——、周辺農村における余剰生産物—農産物・畜産物—や彼等がファームにしている水産物・鉱産物の類を市内に搬入し、これらの産物を加工・販売する小売商 shopkeepers—魚屋・パン屋・肉屋・ビール醸造人・靴屋など—の層を広汎に創出していつた。加工された商品の一部は都市人口の需要を充たすものであつたが、同時にその一部は週市を介して一般農村消費者に、さらに直接領主世帯に供給された——十三世紀中葉のロンドンについてみると、年間四〇、〇〇〇塊のパンと六〇、〇〇〇ガロンのビールが同市から聖パウロ教会の大世帯に供給されている——¹¹⁾よそ者商人が持参する商品を卸値で小売商に引渡す特権はもちろん封建型の商人によつて握られていた。なおこの反面、都市が取引の自由に対する

代償として国王あるいは領主に支払う年額租税 *lot and scot* は彼等封建型の商人によつてファームされ、彼等はそれを一般市民から地代・家賃、營業稅・取引稅、水車の使用稅、加工・販売に関する取締條例—パン條例・ビール條例など—違反に科せられる罰金、などさまざまなかたちで引出していた。農村における彼等の所有地が彼等に対し流動資本を供給し続けていたことはいふまでもない。「商人ギルド」が封建型の商人に特有な営利の機構として成立していることは明らかであろう。以上、A・ドレーンによつて都市の仲買組織としてとらえられている「商人ギルド」を封建型の商人との関聯において更めてとらえ直してみたのであるが、「商人ギルド」の構造に關してとくに注目される現象は土地所有の規定性と小売商の広汎な存在との有機的な結びつきであろう。そこで「商人ギルド」の経済的・社会的基盤ともいふべき小売商の広汎な層に着目して分析を進めると、彼等小売商はA・ドレーンによつて手工業者として扱われており、事実彼等は反面手工業者なのであるが、彼等は「商人ギルド」の機構を介して濾過される結果、彼等の經營規模を拡大しようとする生産者の志向とは逆に、「商人ギルド」の機構に依存する中・小商人としての性格で固定化されていると考えられるのである。すなわち彼等小売商の広汎な存在は封建型の商人による商業の資本主義化を実現するための欠くべからざる前提であり、同時に封建型の商人による商業独占の性格—都市経済的エゴイズム—を規定づける社会的な条件となつていたのであるが、彼等小売商をして「商人ギルド」の機構に依存せしめている任組は彼等が市内における宅地の所有を介して合法的な市民の資格を、さらにそれにもなう商業活動の自由—「商人ギルド」への加入—を認められているという、その限りでの特權的な地位のうち求められなければならない。A・ドレーンは「卸で購入し、小売で販売する」という点に『商人ギルド』全組合員の利益ある特權が存した」としているが、ここでいわれている全組合員とは現実には小売商の

広汎な階層に該当するものとして理解されなければならない⁽¹⁵⁾。

以上からほぼ推察されるであろう如く、封建型の商人による商業の資本主義化は「商人ギルド」の大宗をなす小売商の広汎な層を前提としなければ成立し得ないのであるから、市内における宅地の所有に關する嚴重な規定と宅地の所有にともなう諸特權とを介して彼等小売商をあくまで特權的な商人の階層として身分的に温存し、彼等の生産者的性格の發展を許容する次元を与えない經濟機構を維持することが封建型の商人の立場からする必然的な要請であつた。そこで市民的土地保有を中心に十二・十三世紀の都市の法制について瞥見し、そこにみられる諸規定が全体として意味するところのものを指摘することによつて本章の結論に近づきたい。まづ市民としての資格とそれにとまなう商業の自由とが市内に宅地 burrowage を購入し、とがめを受けずに一年と一日の間そこに居住することによつて保証されるという規定についてみると、この規定は王權に直屬する自由民を創出する政策の一環としてウィリアム一世（在位一〇六六—一〇八七）によつて發布された法律に起源するもので、爾來この規定は国王あるいは領主によつて自領の都市に他領の人口を誘引する目的に適用され⁽¹⁶⁾、したがつて農奴が自由身分を獲得する条件と關聯してしばしば引用されているが、十二・十三世紀の都市においてはこの規定が市民權を獲得することの困難性を表示する規定として逆用されており、とくに、彼等の商業的利權を都市に拡大する目的で彼等の不自由民を都市に定住させようとする封建領主たちの政策を阻止するに有効な法的根拠として適用されているのである⁽¹⁷⁾。次に問題となるのは市民としての特權に關連する居住の条件であり、resident burgess と non-resident burgess とが嚴密に區別されていることである⁽¹⁸⁾。non-resident burgess とは市内に居住していない市民のことであるが、彼等は多くの面で市民としての特權を制限されている。例えば(一)、彼等は市場日を除いて、その都市の「商人ギルド」に歸屬する商品を売買できない⁽¹⁸⁾、(二)、

彼等は船で輸入される食料品を小売の目的で買つてはならない⁽¹⁹⁾、(三)、彼等は自家用として食料品を買う場合でも「商人ギルド」にブドウ酒一樽を罰金のかたちで寄贈せねばならない⁽²⁰⁾、(四)、彼等はビールを醸造したり、麦芽をつくつたり、ひき臼を所有したりできない⁽²¹⁾、(五)、大市が開かれる際、resident burgess の場所割が決定したあとで、彼等はよそ者商人と同等の資格で場所割をきめる賽をふらなければならない⁽²²⁾、(六)、彼等は resident burgess に對し決闘を強要できないが、resident burgess の側から挑まれた場合、彼等はこれを拒否することができない⁽²³⁾、というような諸制限が non-resident burgess に對して課されているのである。第三には市内における土地・家屋の相続、譲渡、売却などに関するきわめて詳細な諸規定が挙げられる。これらのうち主要なものを列挙すると(一)、市民は、貧困のため止むを得ぬ場合を除いて、相続によつて獲得した土地・家屋を他人に譲渡あるいは売却することはできない⁽²⁴⁾、(二)、市民は、彼が臨終の床にある場合を除いて、彼が相続以外の方法——購入・遺贈など——で獲得した土地・家屋を譲渡あるいは売却する自由をもつが、彼の相続人の不利益をおかしてこれを行うことはできない⁽²⁵⁾、(三)、市民は彼の存命中に彼の所有地を彼の相続人に譲渡することができる⁽²⁶⁾、(四)、市民が彼の所有地を売却するかあるいは担保とする必要に迫られた場合は、信賴するに足る市民十二名の証言を得てその行為を合法化しなければならない⁽²⁷⁾、(五)、市民が死亡し、嗣子が未成年者の場合、この市民の所有にかかわる土地・家屋は嗣子が成年に達するまで父方の血縁者によつて後見されねばならない⁽²⁸⁾、(六)、市民が彼の存命中に彼の所有地を彼の子供たちに分割譲渡していた場合、彼の嗣子は弟たちが当時未成年者であつたという理由で、彼等による所有を攻撃する資格はない⁽²⁹⁾、(七)、市民が第一回目の結婚期間中に相続その他の方法で獲得した土地は、彼の死後、第一回目の結婚によつて生まれた子供によつて相続されねばならず、第二回目の結婚期間に得た土地は第二回目の結婚によつて生まれた

子供によつて相続されねばならない、以下これに準ずる、(四) 市内における土地の売却には十二名の立会人が必要であり、また売却にかかわる手続は当該都市のオールダーマンの臨席のもとに行われなければならない、(五) 市民から土地を購入した者は、爾後一年と一日の間にわたりその土地に関する異議申立が他からなされない場合に限り、その土地の合法的な所有者として認められる、(六) 市民の土地を負債の担保として保有している債権者は、支払期日が過ぎた後においてもその土地を自由に売却することはできない、債権者はあくまで債務者である市民にその土地を返還することが望ましいのであり、そのための手続を都市の上級法廷で行わねばならず、しかもなお債務者である市民がその土地を買戻す能力がない場合には、債権者は債務者である市民にこの土地の売却価格と負債額との差額を支払う条件でその土地を売却することができ、(七) 彼の土地以外に負債を支払う手段のない市民の債権者となつてゐる者は、一年と一日の間債務者である市民の土地を保有し、この期間内に債務者である市民と血縁的に能うかぎり近親な相続者にその土地を引渡す義務がある、なお相続者としての資格をもつ者たちがいづれも負債を支払う意志がなく、あるいはその土地を購入する意志がない場合には、債権者は債務者である市民にその土地の売却価格と負債額との差額を支払う条件で、その土地を売却することができる、およそ以上のようなものである。市民間における連帯保証の制度も無視できない。すなわち各市民は三度にわたつて損害をこうむるまで相互に同一市民の連帯保証人になる義務を課されており、この規定はとくにバン屋・ビール醸造人・肉屋など生活必需品を扱う小売商に適用されているが、その目的はそれによつて各小売商が手持の商品を他の市民の要求に応じてその都度小売する原則と、供給を受けた市民が支払を怠つた場合、直ちに差押が行われる原則とが確実に実施されうるところにおかれていた。

以上「商人ギルド」によつて都市の経済機構が掌握されていた十二・

十三世紀の都市法制についてみたのであるが、小土地所有と結びつく特権商人的な地位と小規模経営とを特色とする小売商の階層を身分的・世襲的に温存することによつて都市経済的エゴイズムの原理に立脚するコミュニティな支配体制を維持しようとする封建型の商人の意図が都市法制のなかに卒直に反映していると考えられるのである。また十二世紀初期から中期にかけてオールダーマンの選出や都市法制の制定に關与している上層市民、すなわち 'probi homines fideles et bone fame' あるいは 'the gude men of the tounne, lele and of gud fame' として表現されている階層が封建型の商人に該当するものであることは確實と考えられるが、十三世紀末の記録によると、これら上層市民の指令にもとづいて開かれるギルド審議会に出席を怠つた市民に対し罰金が科されていること、また審議会での討議事項や決定事項を規約に反して外部に漏した市民に対して市民権剥奪の処置がなされていること、などが知られ、寡頭的支配の体制を伺うに足るのである。

上述したところからすでに明らかな如く「商人ギルド」の機構を通じて蓄積される資本は一地方的な需要を対象とする小売商業から引出される資本として範疇的に成立しており、手工業生産力とは本質的なかわりをもつていないのである。したがつて都市における商業の発展の必然的結果として新しい都市工業が勃興してくる局面において、この新領域に資本を投下し、手工業生産力の発展を助長しつつこれを組織的に構成していく方向は封建型の商人によつては開かれず、他の種類の資本家、すなわち新しい型の商人にまたねばならなかつた。というのは手工業生産力の自律的な発展を助長することは、「商人ギルド」の機構を支えている小売商の階層を性格的に転化せしめる契機を与えることであり、封建型の商人にとつてはむしろ墓穴を掘ることにほかならないからである。かくて新しい型の商人によつて代表される資本、すなわち手工業生産力の発展を助長しつつこれを組織的に構成していく資本が都市経済の

機構を、したがつて都市法制を變革する新しい性格の資本として次第に規定力を増大し、「商業に關する總括的な独占權をもつ單一の組織が種々の職種および手工業を代表する幾つかの別個の組織によつて代位され」(アンウィン)ざるを得なくなつたとき、都市經濟的エゴイズムの原理に即して遂行される商業独占、すなわち封建型の商人による商業独占は商業に關する總括的な独占からとくに食料品を扱う職種の独占へと最も本質的に轉移したものと考えられる。すなわち食料品の加工を担当している職業諸部門についてみると、そこではいづれもある程度の労働の分化が行われ得るとはいえ、原料と製品を結ぶ諸工程が一つ屋根の下で行われねばならず、また熟練や大きな資本を必要とせず、さらに消費者と直結すべきものであるから、新しい性格の資本によつて媒介されることがなく、したがつて封建型の商人による統制から逸脱することがないのである。と同時に新しい都市工業の勃興はいうまでもなく都市人口の増加を前提とするものであるから、食料品供給の社會的重要性は相對的に増大すべきものであり、封建型の商人による独占的傾向はむしろこの局面において質的には強化されて現われてくるであらう。なおその際、陸上ならびに水上からする食料品供給路が封建型の商人により彼等の封建的特權にもとづいて全面的に規制されていた事實が想起されねばならない。「商人ギルド」解体の段階において、封建型の商人のエッセンスが食料品商のギルドと魚商のギルドとによつて繼承されていく必然性についてはほとんど疑問の余地がないのである。

三、新しい型の商人

——とくに burles 的の型——

ヒップパートはビレンヌ理論にもとづく構図、すなわち中世都市における對照的な二重構造——古い都市住民によつて構成されている封建的な核と新來の商人・手工業者によつて占められる郊外 suburb, colony——が

中世都市の成立期においてすでにみられるとする見解、を疑問とし、十二・十三世紀の都市を支配した都市貴族 *patriciate* について、中世都市の成立期においては封建的小貴族がそれとして都市を支配しているが、やがてこの支配グループの変質によつてこのグループ自体がそのまま都市貴族となる場合、また旧支配グループの変質を契機として商工業の成功によつて擡頭してきた新人としての商人・手工業者が支配グループに補充され、両者が合体して都市貴族の層を構成する場合とが生じ、さらに新人の補充形態としては、新人が都市貴族のなかに継続的に流入していく形態と、旧支配グループが排他的である場合に新人がこれを倒して都市貴族になる、あるいは旧支配グループと權力を分ちつつ都市貴族になるという形態との二形態を兩極としてさまざまな補充形態がみられる、としている。⁽³⁾と同時にヒップパートは都市貴族の層に補充される新人の出自について、彼等の多くが移住者、あるいは移住者の子孫であることを指摘している。⁽⁴⁾ところでノーサム派の指導者である二名の吳服商すなわちノーサムブトンならびにエセックスがいづれもその姓から推して移住者、あるいは移住者の子孫であり、ヒップパートのいう新人に属するであらうことが推定されるのであるが、本章での課題は、吳服商のギルドの核になつた商人層が封建的小貴族に出自した封建型の商人とは系譜を、そして同時に性格を異にするものとして指定し得ること、また吳服商のギルドの核になつた商人層は手工業者のなから成長してきた商人として「商人ギルド」に對抗している商人ではなく、逆に「商人ギルド」に所屬する商人としての特權を利用して手工業者出身の商人とはじめから対立していること、にもかかわらず「商人ギルド」による商業独占の機構と封建型の商人による支配体制とを變革し、新しい都市法制を創出したものは手工業者出身の商人ではなくて、まさしく吳服商のギルドの核になつた商人層によつて代表される本來の商人、すなわち

私のいう新しい型の商人であること、およそそのような構想を裏づけることではなければならない。

イギリス中世都市が手工業立地としての性格を示し始めるのは十二世紀の中頃であるが、この時期に照応する現象として一般に注目されていることは織布工 *weavers* のギルドや縮絨工 *fullers* のギルド、さらには染色工 *dyers* のギルドなど、羊毛工業関係の「クラフト・ギルド」が「商人ギルド」と別個に形成され始めることである。すなわちバイブ・ロール一三〇年度の記録によるとロンドン、リンコルン、ハンティンドン⁹の三都市では織布工が、ウィンチェスターでは織布工と縮絨工とが、それぞれ「商人ギルド」と別個にギルドを構成し、これらのギルドは年額租税を直接国庫に納入することによつてその存在を公認されているが、さらに一一七九—八〇年度の記録によると、さきの諸都市の諸ギルドに加えて、オックスフォード、ヨーク、ノッティンガムの三都市で新たに織布工のギルドが合法的組合として成立していることが認められる。¹⁰次に羊毛工業関係の諸ギルドの対「商人ギルド」の関係については、ウィンチェスター、オックスフォード、マールボロ、ベヴァーリーの四都市に関して、これら四都市の「商人ギルド」がそれぞれ当該都市の織布工、縮絨工に対して公布した諸規定があるが、これについてみると、これら四都市の織布工、縮絨工は所属都市の市民以外の者のために織布あるいは縮絨すること、所属都市の外で毛織物を販売すること、所属都市の市民以外の者に毛織物を販売することなどをすべて禁止され、また彼等は彼等の生産要具を放棄するまでは自由人 *franke homme* すなわち市民として認められず、したがつて売買の自由なく、また市民の保証人となつたり市民を告訴したりする法的資格もないことが規定されており、これら諸規定が制定された年代は十二世紀末頃と考えられている。そこで以下まづ織布工のギルドを中心に羊毛手工業者によつて構成されているギルドについて考察し、その成立の事情を検討してみよ

う。上述した一一七九—八〇年度のバイブ・ロールについて織布工のギルドが国庫に納入している金額をしらべると、ロンドンとウィンチェスターの織布工は一二ポンド、ヨークの織布工は一〇ポンド、オックスフォードとリンコルンの織布工は六ポンド、ハンティンドンとノッティンガムの織布工は四〇シリリング（二ポンド）をそれぞれ支払つており、納入金額の差はこれら諸都市の富裕度に比例するものと思われるが、当時における貨幣価値から考え、また同年のバイブ・ロールに現われてくるオックスフォードの靴匠 *corveers* のギルドが国庫に納入している金額が一五シリリングであることと比較すると、これら織布工のギルドがいづれもかなり富裕な独立業者としての親方職人を中心に構成されているであろうことが推定される。ところで織布工のギルドを分析すると、それが二重の構造から成つていることが判明する。すなわち毛織物生産はそれが *handicraft system* の基礎の上に都市工業として成立するよりもはるかに以前から家内工業として農村あるいは都市において分散的にしかも広汎に行われていたから、都市の織布工が織布の工程を独占することによつて毛織物生産にかかわる彼等の権威を確立するためには何よりもまず農村や都市における未組織の *home-workers* と闘うことによつて特権的な手工業者としての資格を獲得し、さらに既得権を防衛することが必要であつた。したがつて織布工のギルドは都市における生産親方層 *working masters* の利益団体として形成されなければならなかつた。¹¹しかし他面、「商人ギルド」によつてすでに掌握されている *local trading monopoly* のために織布工は局地的な需要をみだす途を閉ざされていたから、「商人ギルド」による商業独占と対決するためには織布工自身が地方的市場の限界を超え多少とも遠隔の市場で彼等の商品をさばく以外に方法がなかつたが、生産親方層が外部の資本から独立してこの方向を実現することはもとより不可能であつた。すなわち生産者としての特権的な地位を確保した生産親方層の闘争に続くものとしてではな

く、この闘争に並行しつつ生産親方層のなかから商人親方層 *trading masters* が分出してくることは上述の要請にもつく必然的な結果であるが、⁽¹¹⁾ 原理的には相互に分離すべき生産親方層と商人親方層とが織布工の場合、「商人ギルド」による商業独占と農村工業とに対する共同の闘争を軸として緊密に結びついているのである。したがって織布工のギルドは理想型としては、独立営業者としての親方職人が生産親方としての機能と商人親方としての機能とを兼ねるかたちで、すなわち *working and trading masters* から成るコンパクトな組織として形成されるべきものであるが、現実には外部の資本から独立した *working and trading master* の存在はいかなる時期、いかなる地域についてみてもむしろまれであり、親方職人としての織布工は原料供給者のために出来高払いで労働する生産親方として終始するか、また地方的市場の限界を超えて取引することに成功した商人親方は自然に生産親方の雇主としての性格のものに転化していった。⁽¹²⁾ なお上述した過程は織布工の場合に限らず縮絨工、染色工など、毛織物生産にかかわる他の工程を担当するクラフトにおいても同様なかたちで進行したが、さらに生産諸工程が相互に緊密な依存関係を保ち、同時に資本を主要な条件とする羊毛工業の場合、生産親方と商人親方との階層的分化は各工程部門の内部に限られる現象ではなく、例えば織布工出身の商人親方が織布部門のみならず、縮絨や染色の部門にまでまたがつてこれら諸部門の生産親方に対する共通の雇主となる傾向があつた。⁽¹³⁾ すなわち以上から羊毛工業関係の「クラフト・ギルド」はすぐれて商人的な雇主としての商人親方層によつて、しかも生産親方層の特権を擁護するかたちで、構成されているものと考えられるのである。

ところで問題の新しい型の商人は、羊毛工業関係の諸ギルドが成立してくる段階において、これら諸ギルドと有機的な関聯に立つ一団の卸売商人として現われてくるのであり、この一団の商人層こそが後に呉服商

のギルドの核となつた粗毛織物商、すなわち *burrillers* あるいは *burlers* とよばれるものなのである。*burlers* の正確な起源がなんであつたかについてはドップはこれを問題としないのであるが、たしかに *burlers* の起源をそれとして穿鑿することは徒勞というべきであらう。問題は *burlers* の階層を織布工、縮絨工など、羊毛手工業者との関係において、同時に「商人ギルド」との関係において、検討するところから始まつてこなければならぬ。*burlers* はドップがいう如く、十三世紀の後半にはすでに「羊毛工業の一部門以上の仕事にたずさわり、羊毛を買入れてこれを紡織させ、おそらくはまたラシャの染色や仕上げをも管理している資産家」⁽¹⁴⁾ になつていたのであるが、アンウィンは「*burler* の語源は '*burling*' すなわち織布のふしを取除く操作に由来するもので、*burling* は織布 *weaving* と縮絨 *fulling* との中間に位置する工程、すなわち仕上諸工程のうちの最初の部門である」と述べており、アンウィンの示唆に従えば、*burlers* は仕上工程の一部門を独占することから出発し、次第に生産諸工程を統合していつた商人親方を想わせるが、*burlers* が織布工や縮絨工のように「商人ギルド」と別個に彼等のギルドを構成した例がないこと、同時に「商人ギルド」対 *burlers* の闘争に関するいかなる記録もないこと、また *burling* の工程は織布や縮絨のようにとくにその生産部門が独占に価するものとも考えられないこと、これらの面からすでに *burlers* を羊毛手工業者出身の商人親方と階層的にへだてている何ものが感得されるのであるが、さらに羊毛工業に特有な諸条件を念頭におく場合、クラバムがいうごとく、*burlers* は本来的には '*porel*' の名でよばれる粗ラシャを専門に扱う商人であつたが、「やがて原料を羊毛手工業者に配つて紡織させ、さらに後には大青その他の染料を買付け、同時に織布を染色させ、また仕上げさせる」⁽¹⁵⁾ ようになつたものと考えられるのである。すなわち羊毛工業が新しい都市工業として成立する以前から、農村家内工業によつて生み出される余剰

生産物としての毛織物を対象とする取引がかなりの規模で組上げられていたことが知られているが、⁽¹⁸⁾butlers はおそらくこのような土着製品としての粗ラシャを専門に扱う販売組織者 *middlemen* として発足し、都市における羊毛手工業の発達にともなつて外部の資本の所有者として次第に生産諸工程に介入し、やがて前貸問屋制の關係における雇主 *merchant employers* として毛織物生産にかかわる全工程を掌握するに至つたものと思われる。というのはベインズがイングランド諸州を対象に正しく指摘しているように、羊毛工業の発達は立地条件よりもむしろすでに蓄積されている資本の存在によつて規定されるべきものであるから、羊毛工業が新しい都市工業として成立しうるとためには生産部面に投下される資本の存在が最初から必要な条件として考えられるのであるが、ここに *butlers* がかかる性格の資本の所有者としていち早く生産諸工程に介入していつた理由を見出しうるのである。

butlers が毛織物生産の全工程を掌握するまでの過程において彼等に対し執拗な抵抗を試みたものは織布工のギルドであつた。すなわち織布工のギルドは羊毛工業關係のギルドのなかで *handicraft* に関する完全な特権を握つてゐる唯一のギルドであり、同時にこれと關聯して織布工の商人親方のなから *merchant employers* の層が不斷に形成されつゝあつたからである。⁽²¹⁾したがつて *butlers* が織布工のギルドに対する絶対的優位を確立するためには帰するところ織布工に対する雇主としての特権を一方的に手中におさめることが必要であつた。*butlers* と織布工との争いがきわめて早い時期に開始されていたと考えられていることは、⁽²²⁾*butlers* の階層が十二世紀の中葉を劃期として、羊毛工業關係の諸ギルドと相並んで、一面においては仕上工程の一部門を独占するようなかたちで、また他面、最初から諸工程を統合するものとしての性格をあらわに示しつつ現われてきている事実から承認しうるところであるが、*butlers* が織布工に対する絶対優位の体制を確立する局面についての正

確な記録はロンドンの場合における十四世紀前半に属するものである。すなわちロンドンでは *butlers* と織布工との關係が長期にわたつて市長とオールダーマンの管理のもとに相互の協定によつて規定されていたことが知られているが、⁽²⁴⁾一三〇〇年に *butlers* は、織布工が従来の協定に関するいくつかの簡条を犯しさらにロンドンの大衆ならびに *butlers* の職業にとつて不利となるような新しい布告を作つた、として非難し、ひきつづき *butlers* の発起にもとづいて織布工の布告が変更され、その結果、これまで織布工によつて勝手に行われていた生産高に関する制限が禁止され、同時にあらゆる場合において雇主の側に有利な諸規定が織布工に関する布告として作成された。⁽²⁵⁾なお一三〇〇年における協定にもとづいて織布工は *handicraftsman* としての彼等の特権的地位を保証する諸規定——組合加入義務（ツンフト強制）の実施、徒弟期間七年制の実施など——を公認されたが、その後間もなく *butlers* は、織布工が人員や織機台数を制限することによつて価格を吊上げ、さらに出来高仕事に対する賃銀の増加のために共謀しているという理由で織布工を攻撃し、⁽²⁶⁾また一三三五年の記録によると、織布工が市長およびオールダーマンに *butlers* が織布工のクラフト・メンバーの資格なしに彼等の仕事場で織布の業を営んでいることについて抗議し、これに対し *butlers* が「われわれは織布工とちがつてロンドン市の自由民であり、したがつていかなる職種をも自由に行施できる、だが実際に織布を行つてゐるのはわれわれが傭つてゐる織布工である」と宣言したこと、さらにその結果として、*butlers* に対し、彼等が国王に織布に関する年額租税を納付している限り、自由人としての資格において彼等の宿舍および他の場所に織機を設け、そこで織布し、また毛織物を自由に販売することができると、という裁定が与えられたことが知られているが、⁽²⁸⁾十四世紀の中葉に至つてロンドン織布工は彼等によつて保持されていた最後の特権、すなわち *butlers* との間に紛争が生じた場合、それが解決するまで休業し得

る権利をも奪われ、全面的に butlers の支配の下に屈することとなつたのである。

以上ロンドンの場合について butlers と織布工との対立の概要についてみたのであるが、butlers が外部の資本の所有者として織布工程に介入し、織布工に対する merchant employers としての地歩を着実にきつくともに、純然たる商人から次第に cloth manufacturers としての性格のものに転化していつた次第が明らかとなつたのであるが、さらに butlers と縮絨工との關係を介して butlers の性格に関する本質的な一面を指摘しておきたい。ケアラス・ウィルソンのすぐれた研究によつて示されたように、水車の動力を利用する機械化された縮絨機、いわゆる fuling mill (molendinum fullerium) が十二世紀末にイン格蘭ドに導入され、その結果、水流に恵まれた農村地区が次第に羊毛工業の縮絨工程を独占するようになり、十三世紀の末頃には農村各地に縮絨工の居留地区が形成されてきたが、これら縮絨工の集団は農村人口の需要のために織布された毛織物を縮絨するのではなく、もっぱら都市の企業家 capitalist entrepreneurs によつてもちこまれた商品としての毛織物を縮絨していたといわれる。なおケアラス・ウィルソンが capitalist entrepreneurs として表現しているものが butlers であることは他の箇所における記述によつて明白であるが、スラップによれば、ロンドンの butlers はスラップは cloth merchants という表現を用いている。市の近郊に fuling mill が導入されるといふ早くそれを使用し、ロンドン縮絨工の反対に容赦しなかつたばかりか、富裕な butlers の一人が十四世紀のはじめにロンドンの近郊ステップニーにおいて fuling mill を購入していることが知られている。このように少くとも縮絨の工程との関連のしかたに関する限り、butlers は農村労働力との取引の自由を政策とする商人織元 (clothiers) 的な性格のものとして彼等の企業領域を農村にまで拡大していることが分かるのである。なお一二九八年に数

名のロンドン市民が国王に対し、「数名の縮絨工が毛織物をストラットフォードおよびその他の場所のミルに送つており、そのためにこの毛織物の所有者ならびに市内で縮絨のクラフトに従事している者たちに大損害を与えている」という訴えをしたこと、この訴えに対して發布された一勅令が、いかなる毛織物もその毛織物の真の所有者による場合を除いてミルで縮絨されるため市の外に送られてはならない、と命じていること、はきわめて意味深長であるが、この事実を、さらに一三〇〇年頃、二名の butlers と二名の仕立商人 merchant tailors とが毛織物の縮絨についての問題を決定するために二名の織布工代表と各一名の染色工・縮絨工代表とともに審議することを命ぜられ、その結果、いかなる織布工、縮絨工、染色工も彼が雇主のために調製している毛織物を fuling mill にだすことはできないが、毛織物の所有者はそうすることができ、という決定がなされた事実と結びつけてみる場合、ロンドンの butlers が対織布工の場合と同様に縮絨工に対する merchant employers としての支配権を十三世紀末にはすでに確立してしまつてゐること、さらに butlers が土着製品としての毛織物にかかわる合法的な同時に独占的な所有者としての資格で羊毛工業の全工程を掌握する地位を公認されるに至つてゐること、を確認できるのである。

一三六四年にロンドンでは呉服商のギルドが成立したが、この際、呉服商ギルドの構成メンバーのうち butlers がきわめて大きな比率を占めたであろうことは、この頃ロンドン市の「クラフト」のリストから butlers の職種が取除かれたことによつて、また呉服商に対して毛織物生産にかかわる一切の権利を承認した憲章のなかで butlers についての言及が全くみられないことによつて、充分にこれを伺いうるのである。

以上、とくにロンドンの場合を中心として、butlers と織布工、縮絨工との対立について考察したが、上述したところから明らかなように、「商人ギルド」対織布工（あるいは縮絨工）の斗争とされているものが

現実には butlers 対織布工（あるいは縮絨工）の斗争として展開されているのである。すなわち上述した過程を念頭におき、「商人ギルド」対 butlers の対立に関するいかなる記録もないこと、butlers が「商人ギルド」と別個に彼等のギルドを構成した例がないこと、さらに butlers が羊毛工業関係の手工業者ギルドの成立期にこれらギルドと同時に現われてきていること、を更めて想起しつつ、さきに挙げたウインチェスター以下四都市における「商人ギルド」の布告をみれば、そこにおいて市民、あるいは自由人として表示されているものが市民一般ではなく、実は butlers であることが明白となるが、さらに十二世紀末、ロンドン市民が同市における織布工ギルドの廃止を条件に一定の年額租税を国庫に納入することを提案している事実から、ロンドンにおいても butlers 対織布工の対立関係が市民対織布工の対立としてすでにこの頃から本格的に開始されていることを推定しうるのである。ところで butlers なる商人層は、一面においては「商人ギルド」の特権にもとづいて羊毛工業関係の手工業者ギルドを圧迫しながら、他面、「商人ギルド」の内部で、封建型の商人とは別個のグループとして存在していたと考えられる。すなわちアンウィンによつても butlers が彼等自身の organization を構成していたことが指摘されているが、さらにマクファースンの「年代記」によれば、ヘンリー二世の治下、すなわち十二世紀の後半、ベドフォード、ベヴァーリー、ノルウィッチ、ハンティンドン、ノーサンプトン、グロウスター、ノッティンガム、ニューキャッスル、アボン、タイン、リンコルン、スタンフォード、グリムズビー、バートン、ラッフォード、セントオールバンズ、バルドック、パークマス、テッド、チェスター、フィールドの諸都市において有力な butlers—マクファースンは woolen drapers としているが、当時においてはいうまでもなく butlers である—の階層が一齊に抬頭し、彼等はそれぞれ所屬都市において国庫への上納金を代償に与えられた特許状によつて「商人ギルド」の規約を無視

して、毛織物の売買を彼等自身によつて独占しているのである。⁽⁴¹⁾このように butlers が「商人ギルド」の本来の商人、すなわち封建型の商人とは異質的な階層としてはじめから存在している事実は、必然的に本章の冒頭に示したヒップバート理論と結びついてくるのである。というのは端的にいうならば、ヒップバートは中世都市史上における劃期、すなわちビレンヌあるいはリーチェルのいう「商人移住」の現象を中世都市の成立期に求めず、むしろ封建的な起源をもつ旧支配グループの変質とこのグループへの新人の補充という現象のなかに「商人移住」に該当する本質的な転換期を想定しているのであるが、とくにヒップバートが旧支配グループへの新人の補充に関して「事態が最も革命的な外貌を呈した時すらも、われわれはなお二つの事実に直面しなければならない。封建的な都市貴族は都市の形成期において都市を支配した。そしてこれに代わるグループは、通例、都市の組織にほとんど変化を与えず、それがとつて代わつた階層とほとんど区別されない階層として形成された」といつていることが注目される。と同時にヒップバートは彼の論文を結ぶに當つて「みづからが發展するために古い身分の富豪層との連合に依存していた新人によつて新しい技術あるいは新しい市場が開拓され、資本が徐々に古い用途から新しい用途へと移された」という着想に達しているのであるが、上述したヒップバートによる指摘なり示唆なりは、まさに butlers を対象に生かされてくるであらう。すなわち商業的な成功によつて抬頭してきた新人としての butlers は市民的土地保有を介して「商人ギルド」の特権にあづかることができたが、都市が手工業立地となりうる客観的情勢に対応して彼等の資本をいち早く生産部門に投下し、同時に土地保有の条件を欠く羊毛手工業者をおさえるに最も有効な方法として本来の「商人ギルド」による綜括的な、また局地的な商業独占の原則を彼等自身によつて開拓された毛織物市場の独占という、超都市的な方向に適用した、と考えられるのである。なおアンウィンは、イタリ

ア、フランドル、北フランス、あるいはドイツなどで見られるような早くから外国貿易が盛んであつた諸都市では、かつて農・畜産物や外国商品を対象に局地的な商業独占の体制を確立していた特権商人が、輸出貿易の進展に対応して起つてきた都市手工業の発展過程において、独立に取引しようとする都市手工業者を圧迫する手段として、古い原理に立つ商業独占を新情勢に対して適用した、ことを指摘しているが、イギリスにおいては新しい意味での商業独占がその担い手を変えて実現されたのであり、イギリスにおける輸出貿易の発展が都市手工業の発達に先行するものでなく、むしろこれにともなつて起つたという事情もこの面から理解されるであろう。ドップがイングラントの大多数の都市では、大陸やスコットランドの都市の場合とちがつて、新しい商業独占の手先になつたものが本来の「商人ギルド」であつたと考えられないこと、新しい商業独占が強化された頃に本来の「商人ギルド」が消滅してしまつていること、を奇妙な現象だとしているが、新しい卸売商業独占の担い手が「商人ギルド」の本来の商人、すなわち封建型の商人でもなく、また外部から「商人ギルド」に対抗していた手工業者出身の商人でもなく、「商人ギルド」の内部にいた新しい型の商人、すなわち butlers の階層によつて代表される商人であつたということ、同時に新しい型の商人による商業独占が本来の「商人ギルド」による商業独占と本質的に異なる原理に立つものであつたということ、を理解するならばこのような疑問はたちまち氷解するであらう。なお十三世紀末から十四世紀はじめにかけてイギリス諸都市で展開された本格的なツンフト斗争の時期において、斗争に関する資料のなかに「商人ギルド」"gilda mercatoria" についての記述がほとんど発見されないという事実は、この斗争が「商人ギルド」と手工業者との間においてではなく、新興の卸売商人、すなわち新しい型の商人と手工業者との間で行われていた事実を、そして同時に、市場の拡大と生産力の発展の前に封建型の商人による綜括的な商

業独占がもはや失われていつた事実を端的に示すものである。

butlers によつていち早く開拓された方向、すなわち本来の商人が生産過程に介入し、手工業生産力の発展を助長しつつこれを組織的に構成していく方向は、市場の拡大にともなつて羊毛工業以外の分野にも及び、金細工商 goldsmiths 皮革商 skinnars 鞍商 saddlers など新興の卸売商人の他のグループが現われてくるが、「商人ギルド」の本来の商人、すなわち封建型の商人がこれら新興の卸売商人、すなわち新しい型の商人によつて代位される時期はロンドンの場合、十四世紀の初期であり、代位の局面は都市政体の改革を介して明瞭に把握される。すなわち都市政体の改革は新興の卸売商人がオールダーマンの属に、いむことによつてはじめておられ、エドワード二世（在位一三〇七—一三二七）の治下において進歩的なオールダーマンが他のオールダーマンを指揮して都市法制の改造に着手したことが知られているが、一三二〇年代を劃期としてロンドンにおける市政の中心が Court of Aldermen から「クラフト・ギルド」に基礎をおく Town Council へと移行する。ところで新興の卸売商人の政治権力を象徴する Town Council は富裕な卸売商人から成るいくつかの「商業クラフト」の代表者のみによつて構成されているが、各「商業クラフト」のもとにはそのクラフトに關係する生産諸工程のそれぞれの部門についての特権を与えられた「手工業クラフト」が従属し、これら「手工業クラフト」は卸売商人による商業独占の体系を維持する構成要素として、同時に卸売商人の政治権力の経済的基礎として、「商業クラフト」と緊密な関連におかれていたのである。なおこの事実は同じくエドワード二世の治世中にロンドン市当局によつて確認された布告の大部分が単一のクラフトを規制するためのものでなく、二つあるいはそれ以上のクラフト間の關係を設定するものであつたこと、一つのクラフトが他のクラフトに売る製品の価格に関するさまざまな布告が作成されていること、また単一のクラフトに関する布告の場

合でも、そのなかに二つの階級——商人と手工業者——が明瞭に見分けられること⁽⁸⁾、などによつて側面的に裏づけられるが、さらに一三一二年の記録によれば、卸売商業と手工業との關係を規制する條款・布告の類が正當に記録簿に登記され、一年に一回ないし二回、公衆の前で読まれ、その写しが希望者に交付されるべきことが、代表的な市民によつて市長に要望されているのである。また *butlers* とともに羊毛工業關係の卸売商人を代表するものであつたロンドンの仕立商人 *merchant taylers* に対し一三二七年に下附された憲章によると、仕立商人のクラフトは六名の富裕な卸売商人を中心に構成されていることが分かるが、このクラフトの目的は使用人 *servants* ——仕立工——を取締り矯正するところにおかれており、さらに一三七一年に市当局の認可を得るためにこのクラフトが提出した布告についてみると、その内容は委託されたラシャを裁断しそこなつた仕立工に対する罰則のみから成つており、仕立商人としての卸売商人が雇主としての一方的な關係において手工業者、すなわち仕立工に相對している事情が充分に伺われるのである⁽⁹⁾。

すなわち以上から明らかなように、ギルド法制史の面で「商人ギルド」から「クラフト・ギルド」への移行としてとらえられているものは、現実には封建型の商人が新しい型の商人によつて代位されることであり、同時にそれは新しい型の商人が手工業者に対する *merchant employers* としての支配権を確立することによつて新しい商業独占の機構を打出すことと構造的に連なつていたのであるが、すでにみたようにこの過程は *butlers* によつていち早く、かつ徹底的に遂行されているのであつて、その意味において呉服商ギルドの核となつた *butlers* は新しい型の商人の祖型あるいは典型として位置づけられるものであらう。

むすび

問題の所在が多岐にわたつたため本稿の意図は充分に達せられなかつたが、「はしがき」で示した構想の幾分かは実証されえたものと思う。スラップは「クラフト・ギルド」が未成熟な市場關係のもとに、しかも手工業者の完全な経済的獨立を保証しうる条件のもとにおいてのみ、形成されたとする通説を疑問とし、とくにロンドンの場合における *cloth merchants* —— *butlers* —— や金細工商人の例をひいて、十二・十三世紀のロンドンがイタリア都市やフランドル都市のような工業都市でないにもかかわらず、すでに本来の商人が *merchant employers* としての資格で工業の組織に介入している事実を強調することによつて、「クラフト・ギルド」の構成原理がすでに *Livery Companies* への展望をはらんでいたのでないかという設問に達しているが、すでにみたように *butlers* 対織布工（あるいは縮絨工）の關係はすでに十三世紀においては *clothiers* 対 *small masters* の關係に本質的に転化している。すなわちこのことは「商人ギルド」から「クラフト・ギルド」への移行が範疇的に異なる二つの資本の対立を介して遂行されたことを示すとともに、*butlers* を核として構成された呉服商のギルドが、「商人ギルド」による商業独占の原理をそのまま継承した食料品商・魚商のギルドと対立すべき必然性もまたここに求められなければならない。食料品商が秘密の協定によつて食料品の価格を上下させ、そのためウィクリフによつて陰謀者として非難されている事実と呉服商が農村手工業者のみならず、フランドル系織布工をも事実上の労働者として雇傭し、国民的ともいふべき規模の商人——雇主——として活動している事実とを比較するならば、そこに商人の二つの型がおのずから浮びあがるであらう。なお呉服商と連合している絹物商は毛織物輸出の開拓者とされているが、系譜的には封建型の商人に出自するもので、おそらく羊毛商人としての立場か

ら *business* によつて開拓された新領域に転じたものと思われ、旧支配グループの変質としてみるべきものであらう。

次に補足すべきことは *business* によつて代表される新しい型の商人をあまりにも理想型的にとらえたため、新しい型の商人と手工業者の親方層とが本質的に相容れないものとして相互に隔絶しているようであるが、そうではない。もちろん新しい型の商人、すなわち本来の商人が手工業者を従属させることによつて「クラフト・ギルド」形成の主体となりえたところに歴史的な意義が帰せられるのであるが、富裕な手工業者の親方が新しい型の商人のグループのなかに継続的に流入しつつあつたことは事実である。すなわち十三・十四世紀の「商人ギルド」の布告についてみると、手工業者が「商人ギルド」に加入しうる条件が、彼の手職を絶つことに集約されているが、このことは逆にいえば、新しい型の商人が、富裕な手工業者の親方を彼等の陣営に加えることによつて生産親方層に対する支配の強化を策していることなのであつて、新しい型の商人が手工業者を従属させるためには富裕な親方層の流入はむしろ欠くべからざる条件であつたと考えられるのである。

第三に補足すべきことは、中世イギリス都市における寡頭的支配の体制が新興の卸売商人、すなわち新しい型の商人によつて彼等の経済政策との関連において創出されたと考えられていること⁽¹⁰⁾、についてである。新しい型の商人による支配の体制が広汎な手工業者層の隷属を基礎条件として打建てられている限り、そこに寡頭的支配の体制が現われることは当然であるが、寡頭的支配の体制が新しい型の商人によつて創出されたとするのは、都市貴族 *patriciate* の階層が新しい型の商人—ヒッパイトのいう新人—によつて、彼等に特有な政治形態として形成されたとするビレンヌ理論に依拠するものであつて、すでにヒッパートおよびアンウィンの所説を引用することによつて指摘したごとく、都市貴族の階層は封建型の商人によつてすでに構成されており、同時に寡頭的支配の

体制もいわゆるオールダーマン政治として確立されているのである。したがつて新しい型の商人はすでに成立している寡頭的支配の体制を彼等によつて創出された経済機構の維持に適用したのであつて、寡頭的支配の体制そのものはむしろ中世都市自体の構造のうちに求められなければならないであらう。と同時に「商人ギルド」支配下における民主制ということが、新しい型の商人による寡頭的支配の体制との対比において強調されているが、これもすでに指摘したごとく、「商人ギルド」支配下における手工業者の小売商的性格を介して「商人ギルド」そのものの構造をとらえている結果であり、しかもこれら小売商的性格の手工業者が封建型の商人による公権の圧力のもとに身分制的に編成され、その他さまざまな強制によつて彼等の営業の自由な発展を阻止され、主体的に解放されるいかなる契機をも与えられていなかった事実が看過されている結果である。なおこのことは新しい型の商人のもとに従属している手工業者の問題に連なつてくるのであるが、彼等手工業者が顧客生産から商品生産への決定的な移行を介して経済的な独占性を喪失していつたことは事実であるが、「クラフト・ギルド」の確立過程に照応して親方対雇職人 *journeyman* の斗争がすでに開始されてくる事実が示しているように、彼等が生産者としての面で主体的に解放される契機は実は新しい型の商人の登場によつて与えられたのであり、これとの関連において、新しい型の商人のもとに手工業者がクラフト勢力としてオールダーマン政治に対抗した必然性があらためて想起され検討されなければならない。

なお、前期的資本あるいは商業資本としてヨウマン型産業資本と範疇的に区別されている資本が、具体的な歴史の展開過程においてそれとして一括されうる性格のものであるかどうかを、とくに資本家の活動が都市の資本家に限られていた段階にしばつて、すなわち中世イギリス都市を場として検討してみることが本稿における課題が間接的に意図したところであつたが、このような分析がそれとして、また産業資本との関連

においていかなる意義をもちうるかは次の課題としてあらためてとりあげられなければならない。

註

は し が き

- (1) 例えば、N. S. B. Gras : Business and Capitalism. 1939, pp. 31—32.
- (2) G. Unwin : Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. Oxford, 1904 ; The Gilds and Companies of London. London, 1908 ; Studies in Economic History (edited by R. H. Tawney). London, 1927.
- (3) S. L. Thrupp : Medieval Gilds Reconsidered. The Journal of Economic History, November, 1942.
- (4) 拙稿『『クランフト・ギルド』成立の事情に関する一考察』(『史学雑誌』第六十四編・第一号—昭和三十年一月号—所収)
- (5) G. Unwin : Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. Oxford, 1904, p. 16.
- (6) アンワインにおける産業資本対商業資本の問題については矢口孝次郎『資本主義初期における『産業資本対商業資本』の問題』(『人文科学論集』第四号所収)、『初期資本主義における『産業資本対商業資本』の問題』として著書『資本主義成立期の研究』(有斐閣・昭和二十七年刊)に収録し参照。
- (7) G. Unwin : op. cit, p. 17.
- (8) G. Unwin : op. cit, p. 41—69. 矢口前掲書二八一—三二頁。
- (9) G. Unwin : op. cit, p. 75. p. 196. 矢口前掲書二九頁。
- (10) G. Unwin : op. cit, p. 75.
- (11) G. Unwin : op. cit, p. 75. 矢口前掲書二九頁。
- (12) G. Unwin : The Gilds and Companies of London. 1908, p. 62.

1

- (1) R. W. Chambers & M. Daunt : Documents touching John of Northampton and Sir Nicholas Brembre (A Book of London English 1384—1425. Oxford, 1931.) p. 18.
- (2) G. Unwin : Gilds and Companies of London. p. 137.
- (3) R. W. Chambers & M. Daunt : Documents. p. 18.

- (4) G. Unwin : op. cit, p. 17. R. W. Chambers & M. Daunt : op. cit, p. 18.
- (5) G. Unwin : op. cit, p. 129.
- (6) ibid, pp. 130—131.
- (7) ibid, p. 134.
- (8) ibid, p. 137.
- (9) ibid, pp. 140—141. D. Macpherson : Annals of Commerce, Manufactures, Fisheries and Navigation. Vol. I, 1805, p. 587.
- (10) R. W. Chambers & M. Daunt : Documents, Note. p. 237.
- (11) G. Unwin : op. cit, pp. 144—145.
- (12) ibid, p. 145. R. W. Chambers & M. Daunt : Documents. p. 19. D. Macpherson : op. cit, p. 594.
- (13) 当時ロンドン市を代表する議会のメンバー四名のうち、二名は Common Council によつて選ばれ、他の二名は市長と参事会員によつて選ばれた。一三八二年にロンドン市を代表した四名はいずれもノーサンプトン派であつた。R. W. Chambers & M. Daunt : Documents, Note. p. 241.
- (14) the aldermen sholden be removed fro yer in to yer, これがノーサンプトン派のスロリガンであつた。なおこの規定は一三三六年十一月に国王が一般市民の嘆願にもとづいてロンドン市に与えたものであつた。R. W. Chambers & M. Daunt : Documents, Note. p. 239.
- (15) G. Unwin : op. cit, pp. 148—149.
- (16) R. W. Chambers & M. Daunt : Documents. p. 19.
- (17) ibid, pp. 19—20. G. Unwin : op. cit, p. 150.
- (18) R. W. Chambers & M. Daunt : Documents. p. 20.
- (19) ibid, Note. p. 239.
- (20) ibid, p. 20.
- (21) ibid, pp. 20—21. G. Unwin : op. cit, pp. 153—154.
- (22) A. Doren : Untersuchungen zur Geschichte der Kaufmannsgilden des Mittelalters. 1893, S. 150. C. Gross : The Gild Merchant. Vol. I, 1890, p. 45. 前掲拙稿二九一—三〇頁。
- (23) G. Unwin : op. cit, pp. 131—132.

11

- (1) クニートに關しグロウズは、アングロノーマン時代の初期においてはクニートは単に奉公人、servant を意味しているにすぎないが、次第にコムベクとな階層となり、十一世紀の資料によるとクニートは領主の世帯に所属し、領

主から土地の保有を許されていると述べているが (C. Gross : *The Guild Merchant*. Vol. I, 1890, pp. 183—184)。(このように世紀が進むにしたがつてクニートの地位が向上していったことはおそらく彼等による商業的活動の結果であると考えられている。またセーンに関しては、「自らの費用で三度大海を渡つたものはセーンとなつた」とある如く、その商人的属性が推測されるが、グロッスはチェスター、ウインチェスター、ヨーク、五港、そしてロンドンにおける後の都市貴族がセーンであつたことは明らかだとしてゐる (C. Gross : *op. cit.*, p. 189)。(なおクニートによつて結成されたギルド九・十・十一の三世紀を通じてロンドン、ウインチェスター、キャンテンリーなどイギリス主要諸都市に存在するが、これらのうち詳細な記録をもつロンドンのクニートン・ギルドについてグロッスは「イギリス王カヌート *Canute* (1016—1035) の時代に十三名のクニートが王に乞ひ、ロンドンの東部の土地を与えられ、同時にギルドの特権を与えられている。エドワード 懺悔王 (1042—1066) は彼等に憲章を与え、彼等による土地の管理権、彼等による法制を認めてゐるが、ウィリアム一世 (1066—1087) 、ウィリアム二世 (1087—1100) としてハンリー一世 (1100—1135) がいずれもこの憲章を確認してゐる。一二五五年にクニートの系譜をもつ十五名のロンドン市民が *Holy Trinity* 教会にこのギルドの土地の一部を贈与し、同時にこのギルドは解散した」と述べている (C. Gross : *ibid.*, pp. 186—188)。(すなわちこの記述から分かるように、クニートは土地の所有者であり、市民であり、またギルドを結成しているのであるが、さらにクニートン・ギルドの結成された時期がカヌート王の時代で、デーン人の侵入に続いてイギリスで商業が盛んになつた時期に當つてゐることと、クニートン・ギルドの解散とはほとんど同時に「商人ギルド」が現われてきてゐることを考えると、おそらくクニートン・ギルドは商業的な目的を果してゐたと考えられる。

(2) 一二一〇年から一二一六年にかけて市長であつた *Adam* の祖父は土地所有者・教会の保護者であり、また *Adam* の叔父のうち一名は世襲地の保有者、他の一名は領主の *バイルフ bailiff* であつた。*Adam* の父は土地所有者であつたが、その父は商人に家屋を借してあり、また城の監獄の修理監督官であつた。さらに *Adam* の義理の兄弟たちは領主の *バイルフ* であり、市内ならびに周辺の諸村落にかなりの土地を所有してゐたが、*Adam* の従兄弟たちもまた土地所有者であつた。*Adam* 自身は多くの土地・家屋地代を所有してゐたが、彼の所有地の一部は当時城主代理 *constable* の封建的管理下にあつた郊外の *バイル Bail* に抵がつてゐた。彼の甥である *ジョン・フレンミング John Fleming* はリンコルンの *オールダーマン* であると同時に、*荘園ラントン Langton* の *ロードシップ* を保有してゐた。この *ジョン* の孫 *ピーター Peter* は *ダーラム*

Durham の司教への封建的臣従とひきかえに *バイル* に一部の土地を与えられてゐたが、彼の場合がこの家系が商業に従事したということの証拠を挙げうる最初の場合である。すなわち彼は一二六八年に、この都市で商業を行わないう条件で *tailages* からの終身免除を認可されてゐる。……以上から一一五〇年—一二五〇年の間において、この家系が封建貴族の層につながる土地所有者、金利生活者であり、封建的官職の所有者であつたということは確かである (A. B. Hibbert : *The Origins of the Medieval Town Patriarchate* [Past & Present, Number 3, February 1953] p. 23)。

次に市長 *ウィリアム William* の家系については、彼と同時代の血縁者の一人は *St. Paul* の教区長としての資格で *ビショップ* から *ナイト* 知行の半分に当る土地を *バイル* の教区長として与えられてゐるが、また彼の血縁者たちは家屋や市場の屋台の所有者であり、*バイルフ* であり、土地所有者であつた。しかしこの家系には商人 *trading interests* がいた。すなわち、おそらく *ウィリアム* の叔父であつたと考えられる *オスバート Osbert* なる者はかなりの土地所有者であつたが、*条例 assize* に反して *ブドウ酒* を売つたことに對して罰金を科せられた。……*オスバート* の子供たちや孫たちは *バイルフ* であつたり、土地所有者であつたり、地代取得者であつたりすると同時に、商人としても有名であつた。第三の家系、すなわち市長 *ピーター Peter* の家系は、第一の家系、すなわち市長 *Adam* の家系と性格的に似てゐるが、*ピーター* の父の時代に二名の *バイルフ* をもち、また十二・十三世紀を通じて土地所有者ならびに金利生活者の家系として知られてゐる (*ibid.*, pp. 20—21)。

ケムブリッジ においてはこの都市の「商人ギルド」の *オールダーマン* でありおそらく初代の市長と考えられる *ダニング Hervey Dunning* は六つの村落に土地を所有し、*ナイト* の位階を主張してゐるが、土地に関する訴訟で二回にわたる争つてゐる。彼の祖父、父、叔父はすべて土地所有者であつた (*ibid.*, p. 22)。

(3) G. Unwin : *Studies in Economic History. The Collected Papers of George Unwin* [edited by R. H. Tawney. London, 1927] pp. 76—88.

(4) *ibid.*, p. 81.

(5) J. M. Lambert : *Two Thousand Years of Guild Life*. Hull, 1891, pp. 201—202.

(6) A. B. Hibbert : *op. cit.*, p. 24.

(7) 例えば *エドワード一世* 治下における *チェスター* 市民「*ウィリアム William* of *Doncaster*」は十三世紀商人の典型とされてゐるが、彼はフランスの *ガスコニ* に数名の代理商を置いて *ブドウ酒* を買い込み、これを王室ならびに上流の階層に販売し、また *フランドル* 市場向けの羊毛を集めて *イプスウィッチ* の港に運び、さらに *アイルランド* との間に穀物貿易を営んでゐるが、同時に *ウエール*

中世イギリス都市における「商人」の二つの型 谷

ズの鈴鉢の経営を国王から請負い、チエスタールおよび北ウエールズ諸港に賣られるブドウ酒の徴税官と同地方における鑄貨の検査官とを兼ねていた (J. Clapham: *A Concise Economic History of Britain*, p. 127.)⁵⁾ ウェリアムの商人としての在り方は封建型の商人の典型ともいえるであらう。

(8) G. Unwin : *op. cit.*, p. 77.

(6) A. Doren: *a. a. O.*, S. 150. 拙稿『クラフト・ギルド』成立の事情に関する一考察」三〇頁。

(10) T. Baines: *History of the Commerce and Town of Liverpool, and of the Rise of Manufacturing Industry in the Adjoining Counties. Liverpool*, 1852. p. 84, p. 92.

(11) G. Unwin : *Studies in Economic History*. pp. 79—80.

(12) グロースは「概していえば十二・十三・十四世紀において職人は『商人ギルド』に自由に認可されてゐる。商人はいわゆる大商人—卸売商人—を意味せず、商業に関係のあるすべての者を総括してゐる。職人の親方は彼の原料を買い、彼の店舗なり屋合なりでその製作物を売つてゐる。むしろ職人が『商人ギルド』の大宗をなしてゐた」(C. Gross: *op. cit.*, p. 107)といつており、『商人ギルド』の社会的基盤をなしてゐる階層を職人—手工業者—としてとらえてゐるが、同時に彼等の商人的性格をも表現しようとしてゐる。

(13) サウザムプトンの「商人ギルド」の規約によると契約がすでに終了してゐても誰かほかの組合員が来て、彼の欲する分け前に對して支払いの保証を与えれば、その組合員は契約に加わる権利があつた。またベリックでは沢山の鯉を買つたものはそこに居合わせた組合員に買入原価で鯉を分配せねばならず、また居合わせなかつた組合員も購入者に二〇ペンスの支払いをすることによつて契約にあづかることができた (W. Ashley: *An Introduction to English Economic History and Theory*. Vol. I, Part I. London, 1931. p. 75.)

以上の事例はしばしば「商人ギルド」組合員相互間の機会均等を示すものとして引用されてゐるが、むしろ小売商の特権を示す具体的な事例として理解すべきものである。

(14) 以上、十二・十三世紀の都市法制に関する諸規定については J. D. Marwick : *Edinburgh Guilds and Crafts*. Edinburgh, 1909. を参照した。本書は主としてスコットランドの中世都市とくにエディンブルグを対象とするものであるが、十二・十三世紀のスコットランドの都市法制は、ニューカスルにおけるイングランド都市とスコットランド都市との代表者協定にもとづいてイングランド都市の法制を基準として作成されてゐるので、スコットランドの都市法制に関する諸規定をそのままイングランド都市の場合に適用することが可能なのである。と同時に私がとくに本書を利用した理由は、本書の序章が

十二・十三世紀におけるスコットランド都市関係の諸史料、すなわち *Leges Burgorum* [デヘヴィット一世 (在位一二四〇—一二五三) 治下に編纂された Edinburgh, Roxburgh, Berwick, Stirling 四都市の法制集]、*Fragmenta Collecta* [ウイリアム獅子王 (在位一二一六—一二一四) の法令集]、*Statuta Glide* [十三世紀末以前にベリックの「商人ギルド」に關して制定され、ひきつてスコットランド諸都市の間で權威あるものとして採用されるようになった「商人ギルド」の條款集]などにみられる諸規定を豊富に引用しこの面できわめて高く評價しうるものだからである。

(5) T. Baines : *op. cit.*, p. 34, p. 92.

(9) J. D. Marwick : *Edinburgh Guilds and Crafts*. Edinburgh, 1909. p. 5.

(17) non-resident burgess すなわち市内に居住していない市民については二つの種類が考えられる。まず国王によつて認可された都市の市民は、他の領主の都市の市民とちがつて、彼が宅地を所有し現に居住してゐる都市だけでなく、すべての他の都市においてもそれぞれの都市の市民として認められようという特権がイングランドの都市に下附された主の初期の憲章から知られ (T. Baines : *op. cit.*, p. 92) スコットランドの *Leges Burgorum* はこれを修正して市民の資格を彼が宅地を所有してゐる都市にのみ限定しようとしてゐる (J. D. Marwick : *op. cit.*, p. 7.) が、このやうな意味での non-resident burgess が存在する。次には市内に宅地を所有しながらブルグ外に居住してゐる者が non-resident burgess として特別に扱はれてゐることが *Fragmenta Collecta*, *Statuta Glide* によつて知られる (J. D. Marwick : *op. cit.*, p. 7.)

(18) J. D. Marwick : *op. cit.*, p. 7.

(19) *ibid.*

(20) *ibid.*

(21) *ibid.*, p. 8.

(22) *ibid.*

(23) *ibid.*, p. 12.

(24) *ibid.*, p. 14.

(25) *ibid.*, p. 12.

(26) *ibid.*, p. 14.

(27) *ibid.*

(28) *ibid.*, p. 15.

(29) *ibid.*, p. 14.

(30) *ibid.*, p. 15.

- (31) ibid, p. 18.
- (32) ibid,
- (33) ibid, p. 17.
- (34) ibid,
- (35) ibid, p. 24.
- (36) ibid, p. 20.
- (37) ibid, p. 34.
- (38) H. O. Meredith : Economic History of England. p. 60. W. Ashley : op. cit, p. 80.

III

- (1) A. B. Hibbert : op. cit, p. 16.
- (2) ibid, p. 23.
- (3) ibid, p. 25.
- (4) ibid, p. 23.
- (5) Lipson : The Economic History of England. The Middle Ages. p. 322.
- (6) A. E. Bland, P.A. Brown and R. H. Tawney : English Economic History, Select Documents. 1925, pp. 114—115.
- (7) W. J. Ashley : op. cit, p. 83.
- (8) Bland, Brown and Tawney : Select Documents. pp. 114—115.
- (9) ibid, p. 114.
- (10) G. Unwin : Industrial Organization. pp. 27—28.
- (11) ibid, p. 28. S. L. Thrupp : op. cit, p. 116.
- (12) G. Unwin : op. cit, p. 28.
- (13) ibid,
- (14) M. Dobb : Studies in the Development of Capitalism. London, 1954 (Six Impression), p. 103.
- (15) M. Dobb : op. cit, p. 103.
- (16) G. Unwin : op. cit, p. 28.
- (17) J. Clapham : A Concise Economic History of Britain. London, 1951. p. 156.
- (18) G. Unwin : op. cit, p. 26.
- (19) T. Baines : op. cit, pp. 151—152.
- (20) G. Unwin : op. cit, p. 28.
- (21) 織布工の商人親方のなかには羊毛を買付け毛織物を販売するばかりでな

- く、紡糸を賣しい生産親方に分配し、織機を貸付け(損料をとつて)、また縮絨工や染色工に仕事を与えているものがある (G. Unwin : op. cit, p. 29)。
- (22) S. L. Thrupp : op. cit, p. 166.
- (23) G. Unwin : op. cit, p. 27.
- (24) ibid, p. 29.
- (25) ibid,
- (26) ibid, M. Dobb : op. cit, p. 104.
- (27) J. Clapham : op. cit, p. 157. G. Unwin : op. cit, p. 30.
- (28) G. Unwin : op. cit, p. 30.
- (29) M. Dobb : op. cit, p. 104.
- (30) E. M. Carus-Wilson : An Industrial Revolution of the Thirteenth Century (The Economic History Review. Vol. X, No. 1. 1941).
- (31) ibid, p. 44.
- (32) ibid, p. 55.
- (33) ibid,
- (34) 都市における capitalist entrepreneur は彼等自身の家で染色・仕上を行い、また市壁内に定住している熟練した織布工・縮絨工の集団を備っているが、彼等はまた農村の人たちによつてもちこまれる粗い仕上げの済まないラシヤを買っている (ibid, p. 57)。
- (35) S. L. Thrupp : op. cit, pp. 167—168.
- (36) E. M. Carus-Wilson : op. cit, p. 58. S. L. Thrupp : op. cit, p. 168.
- (37) G. Unwin : op. cit, pp. 29—30.
- (38) ibid, p. 30.
- (39) W. J. Ashley : op. cit, p. 82.
- (40) G. Unwin : op. cit, p. 28.
- (41) D. Macpherson : op. cit, p. 347, 拙稿『クラフト・ギルド』成立の事情に関する一考察(二十三頁参照)。
- (42) A. B. Hibbert : op. cit, p. 20. なおアンウィンは、ロンドン市を支配した初期のオールドターマンについて、彼等こそが都市文明に永久的な型を与えたものであり、都市の管理様式、課税方法、市場についての制度など、すべてはこれら都市形成期のオールドターマンの創始にかかわるもので、システムの面においては彼等を継いだ者たちによつて改変されるべきものがほとんどなかった、といっている (G. Unwin : Studies in Economic History. The collected papers of George Unwin. p. 81.)。
- (43) A. B. Hibbert : op. cit, p. 26.
- (44) アシュリーはこれら移住手工業者が土地保有の条件を欠いているために、

「商人ギルド」への入会金を支払い得ても「商人ギルド」への加入を認められなかつた、といつてゐる (W. J. Ashley : op. cit, p. 80)。またドッブは移住手工業者としての織布工が取引を禁止されていたのは彼等が隸農出身であつたためか、あるいは土地や家屋を買う資力がなかつたためか、であらうとしてゐる (M. Dobb : op. cit, p. 101)。

- (45) G. Unwin : Industrial Organization. p. 16.
- (46) ibid, p. 17.
- (47) M. Dobb : op. cit, pp. 101—102.
- (48) C. Gross : op. cit, p. 110.
- (49) G. Unwin : Gilds and Companies of London. p. 67.
- (50) ibid, p. 66.
- (51) ibid, p. 74.
- (52) ibid, p. 69.
- (53) C. M. Clode : The Early History of the Guild of Merchant Taylors. Part I, London, 1888. pp. 33—34.

む す び

- (1) S. L. Thrupp : op. cit, p. 165. p. 166.
- (2) ibid, pp. 166—167.
- (3) ibid, p. 167.
- (4) ibid, p. 169.

- (5) G. Unwin : Gilds and Companies of London. p. 130.
- (6) M. Dobb : op. cit, p. 112.
- (7) G. Unwin : op. cit, p. 74.
- (8) 十四世紀の中期以降、これまで羊毛の輸出に従事していたステープル商人の一部が手織物の輸出に転向したこと、かくて成立した冒険商人の本部がロンドンでは絹織物のギルド・ホールにおかれたことがケアラスマーウィルズンにより指摘されている (F. M. Carus-Wilson : The Origins and Early Development of the Merchant Adventurers' Organization in London as shown in their own Mediæval Records [Economic History Review Vol. IV, No. 2, April, 1933] .p. 150. p. 152.
- (9) J. M. Lambert : op. cit, p. 75.
- (10) とくに M. Dobb : op. cit, pp. 106—108 参照。
- (11) 例えばパン屋の営業についてみても、blader とよばれる穀物商人がこの営業の実質的な指導者になつており、そのもとに上層の baker と下層の baker が区別されて存在しているが、このような階層の分化は自生的に起つたものでなく、最初から公権によつて統制の都合上、身分制的に設置されているのである (G. Unwin : Studies in Economic History. pp. 104—106)。
- (12) 前掲拙稿二九—三〇頁参照。
- (13) とくに G. Unwin : Gilds and Companies of London. pp. 61—81 参照。